

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例	公 布 日	昭和29年6月30日
条例番号	昭和29年三重県条例第60号	直近改正日	昭和60年12月27日
所管部局課	警察本部警務部警務課	電 話 番 号	059-222-0110(2621)
条例の概要	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律第4条第2項の規定に基づく県が行う給付についての実施機関及び同法第6条第2項の規定に基づく給付の範囲、金額、支給方法その他給付に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	治安を維持するためには、県民の警察活動に対する理解と協力を得ることが不可欠であるところ、本制度による給付は、一般の県民が警察官の職務に協力援助して災害を受けた場合に、本人及びその家族の生活の安定を図ることを目的として行うものであり、現在も妥当性を有する。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	社会公共のため、警察官の職務に協力援助した一般の県民が受けた災害の程度に応じてその損失を補填するための制度であり、公的な関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例の規定に基づいて事務を行っている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律第4条第2項及び第6条第2項の規定により、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律第4条第2項及び第6条第2項並びに警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する施行令
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的を実現するための直接の手段となっている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律第4条第2項及び第6条第2項の規定に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部でも廃止した場合、災害給付に関し、多大な支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	一般の国民が社会公共のために、警察官の職務に協力援助し、現行犯人の逮捕や被害者を救助し、又は水難、交通事故等で人命救助に当たって災害を受けた場合に、関係法令に基づいて必要と認められる給付を行うものであり、その効果及びコストの配分は適正である。	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	給付の対象者は、自らの危難を顧みず、他人の救助等を行ったために災害を受けた者に限られるが、このような場合には公的な救済手段が必要である。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無	無